

大津市店舗集客力等向上事業費補助金 募集要項

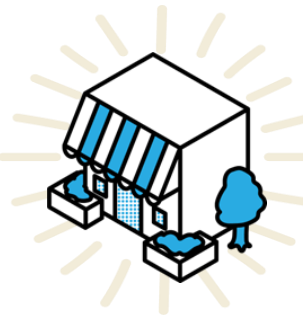
《応募期限》 令和7年7月11日(金)17:00まで(必着)

1. 目的

中小企業者等が店舗の集客力及び買物環境の向上を図るために実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域における商業の活性化を図り、もって地域産業の振興を推進するとともに、市民生活の向上に資することを目的とします。

2. 補助対象事業

令和7年度中に新たに実施する次の事業で、予算の範囲内で事業目的への効果が特に高いと認められるものを優先して採択・交付決定を行います。他の補助等を受ける事業は対象外となります。

補助事業区分	内容
お店の集客力向上事業 	お店の集客力を向上させる事業 【補助事業例】 ● 店舗の魅力及び環境の向上 観光客が休めるイートインスペースの整備 親子連れが入店しやすいように店舗改装 高齢者も利用しやすくなる設備の導入 等 ● 商品・サービスの開発 新商品・新サービスの開発 既存商品のリニューアル 等 ※単なる施設の維持管理や機器の取換え、老朽化のみを理由とする工事や設備の導入等については補助対象外。
買物環境向上事業 	市内地域住民の買物環境の利便性を向上させる事業 【補助事業例】 ● 移動販売事業（出張販売事業） あらかじめ巡回するコースと時間を設定し、日常生活に欠かせない多種類の生活物資を移動しながら販売を行う事業（<u>特定の販売品目のみの販売、特定世帯、施設に訪問しての販売及び社内で調理加工した食品等を販売する移動販売は除く</u>） ● 宅配サービス事業 店舗等で販売している商品を自宅等まで配達する事業。ただし、生活物資（鮮魚・青果・精肉・加工食品・日用雑貨品）のうち<u>2品目以上</u>の商品を取り扱うこと。（自社で加工調理した食品を届けるデリバリーは除く） ● 買物移動支援事業 地域住民を対象に、定期的に自動車等で店舗等に送迎を行う事業 ● その他、住民の買い物環境の利便性を向上させる事業

3. 補助対象者

※令和6年度に当該補助金の交付を受けた者については、補助対象外。

【お店の集客力向上事業】

次のいずれにも該当する小売業又はサービス業（飲食店を除く）を営む中小企業者等。

- ① 市内の商業地域等又は商店街の区域内に店舗を有すること。
- ② フランチャイズ店の類に該当しないこと。
- ③ 引き続き3年以上店舗の経営を行っていること。
- ④ 支援機関等の支援を受けていること。（P2 参照）

（対象となる業種例）

【小売業】菓子・デザート・パン/飲食料品（デリバリー専門店を含む）/酒類/精肉/生花/スーパーマーケット・ショッピングセンター/衣料・身の回り品/生活雑貨/家具・家電/書籍・文房具/おもちゃ・ベビー・子ども用品/自動車・自転車/化粧品・医薬品/工芸品/楽器/時計・眼鏡・補聴器/

【サービス業】銭湯・温浴施設/娯楽施設・スポーツ施設/理容・美容/マッサージ・リラクゼーション/クリーニング/体験教室/

（対象となるエリアについて）

● 商業地域等

市長が都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号で規定する商業地域・近隣商業地域として定めた地域をいいます。

店舗が補助事業の対象となる「商業地域等」に所在するかは、MyTown おおつ（用途地域等）のページからご確認ください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/1218/g/online/19900.html>

※地図分類一覧から都市計画マップを選択してください。

● 商店街の区域内

商店街組織が存在する商業集積地をいいます。

店舗が補助事業の対象となる「商店街の区域内」に所在するか不明な場合は、商工労働政策課商業振興グループ（077-528-2755）にお問合せください。

【買物環境向上事業】

次のいずれにも該当する中小企業者等

- ① 引き続き3年以上経営していること。
- ② 支援機関等の支援を受けていること。

注意事項（共通）

（１）中小企業者等の定義について

- ・「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）の第２条に基づく中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は各種団体で店舗経営を行う者で下表に準じ、各要件を満たす者をいいます。

【中小企業基本法に定める中小企業者（小売業・サービス業）】

業種	① または②のいずれかを満たす場合	
	② 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する従業員数
小売業	５,０００万円以下の会社	５０人以下の会社及び個人
サービス業	５,０００万円以下の会社	１００人以下の会社及び個人

- ・「各種団体」とは、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等をいいます。

（２）支援機関等について

- ・「支援機関等」とは、以下の２つを指します。
 - ① 中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第３１条第１項の規定により国の認定を受けた経営革新等支援機関
 - ② 大津市・草津市創業支援等事業計画に規定する創業支援等事業による支援を実施している機関

認定経営革新等支援機関とは？

中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているといった機関や人（金融機関、税理士、公認会計士、弁護士、商工会議所など）を、国が「認定経営革新等支援機関」として認定しています。市内の認定経営革新等支援機関については、近畿経済産業局のホームページをご参照ください。<https://www.kansai.meti.go.jp/ninteishienkikan.html>



大津市・草津市創業支援等事業計画に規定する創業支援等事業による支援を実施している機関は、令和7年4月1日時点で次のとおりです。

大津商工会議所	滋賀県中小企業団体中央会
瀬田商工会	滋賀県中小企業診断士協会
大津北商工会	(株)滋賀銀行
草津商工会議所	(株)日本政策金融公庫大津支店
滋賀大学	(株)関西みらい銀行
立命館大学	(株)京都信用金庫
龍谷大学	(株)インフィアホールディングス
女性の起業を応援する会	S e i f
滋賀県産業支援プラザ	

※支援機関等と関わりがない場合、ご自身で任意の機関と連絡調整し、当該補助金の申請をする旨をお伝えいただき、支援を受けることが可能かを確認してください。

(3) 補助金交付の条件について

- ・ただし、お店の集客力向上事業及び買物環境向上事業とも以下に該当する場合は、対象外となります。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定による許可又は届出を要する事業を営む者
 - ② 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者
 - ③ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者
 - ④ 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者
 - ⑤ 公序良俗に反する事業を営む者
 - ⑥ 市税及びその延滞金等を滞納している者
 - ⑦ 当該補助金に類する他の補助金の交付を受けている者
 - ⑧ 令和6年度に当該補助金の交付を受けた者
 - ⑨ その他大津市店舗集客力等向上事業費補助金交付要綱第1条の目的に照らし、市長が適当でないと認める者

4. 補助金額等

事業区分	補助率	補助上限額
【共通】 ・お店の集客力向上事業 ・買物環境向上事業	2分の1	50万円

※算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

5. 補助対象経費

【お店の集客力向上事業】

お店の集客力向上に資する事業に要する経費

補助対象経費

店舗等改装費・設備費・広報費・専門家経費・開発費

区分	対象となる経費	対象とならない経費例
店舗等改装費	店舗の改装工事に係る費用 (内装、外装問わない)	自宅兼事務所の自宅部分 市外の店舗
設備費	事業に必要な設備 器具機械や備品の購入に係る費用 (付帯費用含む)	車両
広報費	広告宣伝に係る費用	商品パッケージにかかる印刷・制作費 (デザイン料は対象とする)
専門家経費	専門家への手数料や報酬	人件費、役員報酬、計画作成等当 申請に係る報酬
開発費	新商品及び新サービスの開発に必要な 原材料の購入、試験、分析、調査、 設計、デザイン、製造、改良、加工等 に要する費用	販売を目的とした製品、商品等の 生産・調達にかかる原材料等の経費
その他	—	飲食費、販売促進費(ノベルティ等)、 光熱水費、消耗品費、当補助事業にのみ 使用すると明確に特定できないもの

※単なるチラシの作成やウェブサイト作成のみを目的とした事業は補助対象外。

新たな集客力向上の取組み等と合わせて実施する場合のみ、対象とする。

【買物環境向上事業】

買物環境の向上に資する事業に要する経費

補助対象経費

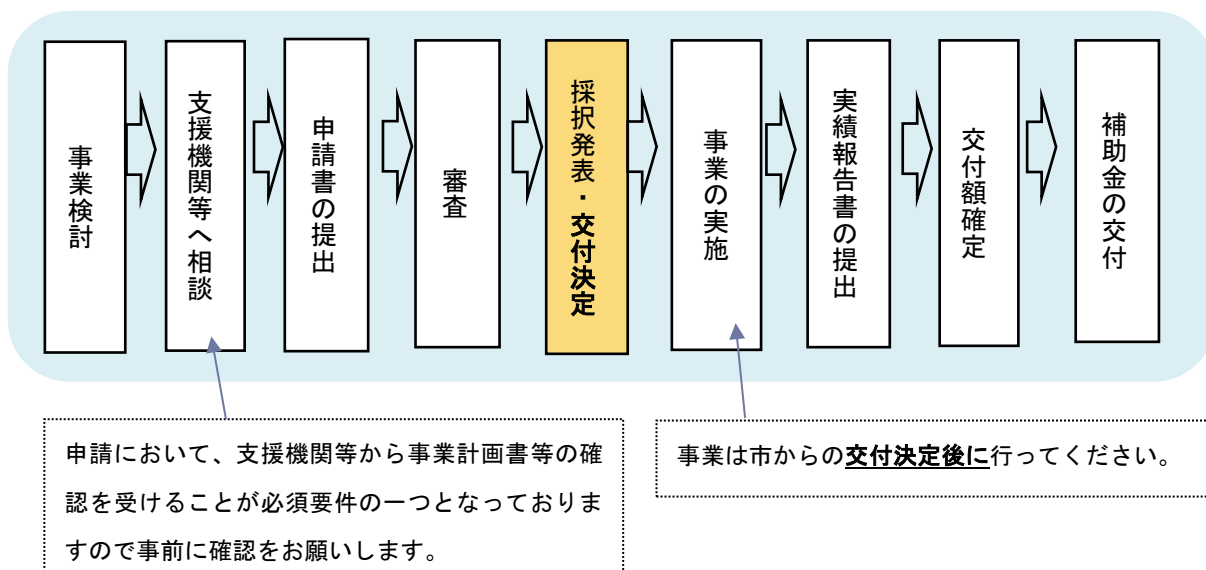
店舗等改装費・設備費・広報費・専門家経費・開発費

区分	対象となる経費	対象とならない経費例
店舗等改装費	事業実施のために必要な店舗等の改装に要する経費	自宅兼事務所の自宅部分 市外の店舗
設備費	事業に必要な設備、器具機械や備品の購入に係る費用（付帯費用含む） 移動販売事業実施のために必要な車両の改造に要する経費	当補助事業にのみ使用すると明確に特定できない車両
広報費	広告宣伝に係る費用	商品パッケージにかかる印刷・制作費（デザイン料は対象とする）
専門家経費	専門家への手数料や報酬	人件費、役員報酬、計画作成等当申請に係る報酬
その他	—	飲食費、原材料、販売促進費（ノベルティ等）光熱水費、消耗品費、当補助事業にのみ使用すると明確に特定できないもの

注意事項（共通）

- ・ **交付決定以前に契約・発注している経費は、補助対象外です**
- ・ **消費税及び地方消費税は、補助対象経費ではありませんので、税抜き価格で申請してください。**
- ・ 明らかに事業に必要と認められるもののみ、補助対象とします。
- ・ 補助金を活用し購入した設備や器具機械等の財産（50 万円以上）は、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める）の期間は処分することができません。やむをえず売却や廃棄等する必要がある場合は、市長の承認を得る必要があります。その場合、収入の一部又は全部を返還させることがあります。

6. 補助金交付までの流れ



7. 申請

(1) 支援機関等へ相談（事業計画書等の作成）（P2 参照）

申請する取組に対し、支援機関等からの助言を受けている必要があります。支援機関等と共に、お店の経営状態、市場の動向分析等を行い、集客力が不足しているお店から、集客力のあるお店にレベルアップするための改善に資する事業計画を作成してください。

(2) 申請受付期間

令和7年6月2日（月）～令和7年7月11日（金）

電子メールで申請が可能です。

電子メール送信先：otsu1601@city.otsu.lg.jp

※電子メールで申請できない場合は、郵送等で期日までに申請ください。

（令和7年7月11日（金）【当日消印有効】）

※電子メールでの申請を受領後、大津市から1週間以内に受領した旨のメールを返信する予定です。返信がない場合、正しく申請できていない可能性があるため、ご連絡ください。

※予算の範囲内で、当該補助金の事業目的への効果が特に高いと認められるものを優先して採択します。そのため、不採択になる場合があります。

※申請書類等の提出については、必ず提出期限を厳守ください。期限後の提出については、交付対象外となりますので、十分にご注意ください。

(3) 提出書類

交付申請書	☐ 大津市店舗集客力等向上事業費補助金交付申請書（様式第1号）
添付書類	☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書 ☐ 支援機関確認書 ☐ 市税の納税証明書【写し可】 ☐ 開業届又は履歴事項全部証明書【最新のもの、写し可】 ☐ 収支予算の根拠となる資料（見積書等）【写し可】
その他	様式は大津市のホームページからダウンロードしてください。 申請書及び添付書類はA4サイズで作成してください。 【提出先】大津市商工労働政策課商業振興グループ 申請期間内に提出書類一式をメールで申請ください。 郵送又は持参での申請も可能です。 （メールで申請する際は、PDFに変換して送信してください。）

(4) 留意事項

- ・ 提出書類は、採択の可否に関わらず返却しません。
- ・ 申請後、申請内容を確認するため、追加書類の提出及び説明を求める場合があります。また、別途申請内容の確認に関する書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 補助事業計画と実際の事業内容に大きな乖離がある場合、補助金を交付できない場合があります。現実的に実行できる補助事業計画を作成してください。
- ・ 補助対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性等を十分に検討してください。

8. 審査

事業計画書等の提出書類の内容を審査の上、採択者を決定します。本補助金は、審査により不採択になる場合があります。

【審査項目】

- ☐ 現状把握と課題分析の状況（必要な現状把握と課題分析が行われているか）
- ☐ 事業の内容（課題解決に向けて効果的な事業内容となっているか）
- ☐ 事業の効果（事業により集客力向上・買物環境向上等の効果が見込まれるか）
- ☐ 事業の実現可能性（スケジュールは妥当で、人的、資金的な面で実現が可能か）

9. 事業の実施

（１）実施にあたっての注意点

補助金交付決定の通知を受けてから、事業実施をお願いします。

※交付決定以前の契約・発注、納品、支払いは補助対象外となりますので、ご注意ください。



（２）実施期間について

交付決定日 ～ 令和8年2月27日（金）

※対象事業は、令和8年2月27日（金）までに納品や支払いを含む全ての事業が完了している必要があります。

（３）支払い方法

補助事業に係る経費の支払いは、銀行振込みを原則とし、できるだけ現金払は行わないでください。インターネットでの振り込みやクレジットカード決済等を行った場合は、金融機関等から引き落としが確認できる書類（通帳等の写し等）もあわせて提出してください。なお、補助対象期間外に引き落としされている場合は、補助対象外となります。

（４）事業内容の変更・廃止等

交付決定を受けた後、事業を変更または廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。交付決定後に事業内容の大幅な変更はできませんのでご注意ください。

また、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び状況を書面により商工労働政策課へ報告し、指示を受ける必要があります。

10. 実績報告書の提出

事業にかかる費用の支払い等が全て完了したら、速やかに実績報告書一式を商工労働政策課に提出してください。

提出期限：事業を完了した後 30 日を経過する日、又は令和 8 年 2 月 27 日のいずれか早い日まで

実績報告書	☐ 大津市店舗集客力等向上事業費補助金実績報告書（様式第 12 号）
添付資料	☐ 事業実施報告書 ☐ 経費の支出を称する書類（領収書等）【写し可】 ☐ 事業実施の成果物 ※領収書等とは「見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等」の見積～支払いまでが完了したことがわかる資料をいいます。宛名、明細内容、発注・支払日等を審査します。 ※補助事業内容と経費使途が第三者に伝わるように、パンフレット、チラシ、ホームページ画面等の写しや、工事前後の写真等を適宜添付してください。
その他	様式は大津市のホームページからダウンロードしてください。 申請書及び添付書類は A 4 サイズで作成してください。 【提出先】大津市商工労働政策課商業振興グループ 提出書類一式を電子メール、郵送又は持参してください。 （電子メールで提出いただく場合は、PDF に変換して送信してください。）

11. 補助金の交付

- ・ 実績報告書類の受付後、審査の上で交付金額を確定し、補助金確定通知書を発送します。（標準処理期間は 2 週間程度）補助金額は実績に基づくため、交付確定額は交付決定額と異なることがあります。また、必要に応じて実地検査を実施する場合があります。
- ・ 補助金確定の通知を受けてから、速やかに交付請求書を作成し、商工労働政策課へ提出してください。交付請求書を受理次第、補助金を交付します。

交付請求書	☐ 大津市店舗集客力等向上事業費補助金交付請求書（様式第 14 号）【原本】
添付資料	☐ 振込先が分かる書類（通帳の写しなど）
その他	様式は大津市のホームページからダウンロードしてください。 請求書及び添付書類は A 4 サイズで作成してください。 【提出先】大津市商工労働政策課商業振興グループ 提出書類一式（押印要）を郵送又は持参してください。

12. 補助事業を実施するにあたっての注意事項

- ・ 補助金の交付は、予算の範囲内とします。
- ・ 補助金の交付を受けた者及びその支援者については、商工労働政策課職員又は地域ビジネス支援室職員が業況や補助金を活用し購入した設備等状況の確認を行うことがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

- ・ 採択（交付決定）を受けた事業者に関する情報（事業者名等）はHP等で原則として公表します。
- ・ 申請書類や証憑資料等補助金交付に係る資料は3年間保存してください。
- ・ 「補助対象者」、「その他の条件」に該当しない、補助対象経費の区分を重複して他の補助金申請を実施している等が明らかになった場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ・ 補助対象として申請される経費については、全て消費税額及び地方消費税額抜きの金額で申請してください。
- ・ その他ご不明な点がありましたら、別紙Q & Aをご確認ください。

★ お問い合わせ・お申し込み先

大津市 商工労働政策課 商業振興グループ
 〒520-8575 大津市御陵町3-1
 電話 077-528-2755
 メール otsu1601@city.otsu.lg.jp

市HP（補助金ページ）

O<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/025/1601/g/hojo/62022.html>

